**業務実施契約書**

１　業務名称： ●●●国○○○○○○○○○*（第●期）*

２　業務実施地： ●●●国

３　履行期間： （西暦で記入）年　　　月　　　日から

（西暦で記入）年　　　月　　　日まで

４　契約金額： 　　　　　　　　円

（内　消費税及び地方消費税の合計額　　　　　　円）

*【事業実施・支援業務の場合[[1]](#footnote-2)】*

*（内　消費税及び地方消費税の合計額　　　　　０円）*

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）　と受注者名〔組織名〕[[2]](#footnote-3)を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第１条　本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。なお、本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、あらかじめ発注者が指定した場合には、指定の電磁的方法によるものとし、指定がない場合には紙媒体によるものとする。

（１）業務実施契約約款（*調査業務or事業実施・支援業務*）（以下「約款」という。）

（２）附属書Ⅰ「共通仕様書」

（３）附属書Ⅱ「特記仕様書」

（４）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」[[3]](#footnote-4)

（監督職員）

第２条　約款第６条に定める監督職員は以下の職位にある者とする。

（１）監督職員　　：*（　　　部　　　課の課長又は　　　事務所の次長）*

（約款の一部変更適用）

第３条　本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、当該約款の規定によらず、次のとおり変更して適用する。

*【約款変更の追加：（１）及び（４）ロは、「※」に該当する契約の記載を追加します。（２）～（４）イまでは全契約に追加します。】*

*※調査業務の場合*

|  |
| --- |
| 1. *約款第1条（総則）、第6条（監督職員）第11条（安全対策措置等）及び第17条（部分払）にある「監督職員等」を「監督職員」に変更する。* |

*※事業実施・支援業務の場合*

|  |
| --- |
| 1. *約款第1条（総則）、第6条（監督職員）及び第11条（安全対策措置等）にある「監督職員等」を「監督職員」に変更する。* |

1. 約款第6条（監督職員）
2. 第1項中「また、 必要に応じて分任監督職員を定める。」を削除する。
3. 第2項中「及び分任監督職員（以下「監督職員等」という。）」を削除する。
4. 第3項中「また、分任監督職員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督職員等 の有する権限の内容を、」を削除する。
5. 約款第16条（前金払）

第1項中「ただし、契約履行期間が12か月を超える場合には、初回の前払金のほか、その後各年 1 回の前金払につき、本契約で定める当該各期間に履行する業務の対価を超えない金額に乗じる割合を限度とし、その割合を契約書本体に規定する。」を

「ただし、契約履行期間が 12 か月を超える場合には、初回の前払金のほか、その後各年 1 回の前金払につき、当該各期間に履行する業務の対価を超えない金額に乗じる割合を限度とし、その割合を発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面に定める。」に変更する。

（４）約款第17条（部分払）

1. 第1項中「受注者は、部分払を行う旨本契約に規定する場合で、本業務の完了前に、当該部分払の対象とする本業務の一部（以下「部分業務」という。）が完了したときは、当該部分業務に相応する契約金相当額（以下「契約金相当額」という。）の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。」を「受注者は、本契約において部分払を行うことをあらかじめ発注者が承諾する場合で、本業務の完了前に、当該部分払の対象とする本業務の一部（以下「部分業務」という。）が完了したときは、当該部分業務に相応する契約金相当額（以下「契約金相当額」という。）の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。」に変更する。

*※調査業務の場合*

|  |
| --- |
| 1. *第2項中「受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者に対して、部分業務に係る完了届（以下「業務部分完了届」という。）に成果品のうち当該部分業務にかかるものとして本契約に規定されている中間成果品（以下「中間成果品」という。）を添付して提出のうえ、当該部分業務の検査を求めなければならない」を「受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者に対して、部分業務に係る完了届（以下「業務部分完了届」という。）に成果品のうち当該部分業務にかかるものとして発注者と受注者とが別途定める中間成果品（以下「中間成果品」という。）を添付して提出のうえ、当該部分業務の検査を求めなければならない」に変更する。* |

*【約款変更の追加：「※」に該当する契約は、（５）以降の記載を追加します。】*

* *QCBSを適用している契約の場合。*

*※従来型企画競争のうち2023年10月以降に公示された契約及び継続契約の打合簿の取り交わしを行う契約の場合*

|  |
| --- |
| *（５）約款第14条（契約金額の精算）*  *第6項を削除する。* |

*※「QCBS－ランプサム型」を適用し、****実費精算を含む契約の場合****。*

|  |
| --- |
| 1. *約款第14条（契約金額の精算）* 2. *第3項中「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」を削除する。* 3. *第4項を「発注者は、第2項の精算報告書及び第3項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、精算報告書により報告された精算金額と契約金額とのいずれか低い額を発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、これを受注者に通知しなければならない。」に改める。* 4. *第5項及び第6項を削除する。* 5. *約款第15条（支払）* 6. *第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号のとおりとする。* 7. *請求金額*   *請求金額については、契約金額内訳書に定められた金額をもって確定する。*   1. *実費精算金額の扱い*   *前号の規定にかかわらず、直接経費のうち、契約金額内訳書にて実費精算金額に計上した費目については、発注者は、受注者が提出した証拠書類に基づき検査し、発注者が支払うべき額を確定する。*   1. *第1項中「前条第5項の規定による確定金額」を「前条第4項の規定による確定金額」に変更する。* |

*※「一般競争入札（総合評価落札方式）－ランプサム型」を適用し、****実費精算を含む契約の場合***

|  |
| --- |
| *（５）約款第14条（契約金額の精算）*   * 1. *第2項中「契約金額精算報告書（以下「精算報告書」という。）」を「経費確定（精算）報告書（以下、「経費報告書」という。）」に変更する。*   2. *第3項中「精算報告書」を「経費報告書」に変更し、「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」を削除する。*   3. *第4項を「発注者は、第2項の経費報告書及び第3項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、経費報告書により報告された額と契約金額とのいずれか低い額を発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、これを受注者に通知しなければならない。」に改める。*   4. *第5項及び第6項を削除する。*   *（６）約款第15条（支払）*   1. *第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号のとおりとする。* 2. *請求金額*   *請求金額については、契約金額内訳書に定められた金額をもって確定する。*   1. *実費精算金額の扱い*   *前号の規定にかかわらず、直接経費のうち、契約金額内訳書にて実費精算金額に計上した費目については、発注者は、受注者が提出した証拠書類に基づき検査し、発注者が支払うべき額を確定する。*   1. *第1項中「前条第5項の規定による確定金額」を「前条第4項の規定による確定金額」に変更する。*   *（７）約款第22条の2 （重大な不正行為に係る違約金）*  *第1項第6号中「第14条に定める精算報告」を「第14条に定める経費報告」に変更する。* |

* *「QCBS－ランプサム型」又は「一般競争入札（総合評価落札方式）－ランプサム型」を適用し、****ランプサム金額のみの契約の場合****（契約書の構成から附属書Ⅲ契約金額内訳書を削除、精算報告書の提出不要）。*

|  |
| --- |
| *（５）約款第6条（監督職員）第2項5号を削除する。*  *（６）約款第14条（契約金額の精算）を削除する。*  *（７）約款第15条（支払）*  *第1項中「受注者は、第13条第2項に定める検査の結果について合格通知を受け、かつ前条第5項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。」を*  *「受注者は、第13条第2項に定める検査の結果について合格通知を受けたときは、発注者に契約金額（以下「確定金額」という。）の支払を請求することができる」に変更する。*  *（８）約款第22条の2（重大な不正行為に係る違約金）第1項第6号を削除する。* |

（共通仕様書の変更）

第４条　本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更する。

1. 共通仕様書第3条（用語の定義）、第4条（業務主任者と監督職員等との連絡）、第5条（打合簿の作成）、第14条（設計業務の内容）及び第16条（積算業務の内容）にある「監督職員等」を「監督職員」に変更する。
2. 共通仕様書第3条（用語の定義）
3. 第1項第1号中「監督職員及び分任監督職員（以下「監督職員等」という。）」を「監督職員」に変更する。

*【共通仕様書変更の追加：「※」に該当する契約は、（３）以降の記載を追加します。】*

*※QCBSを適用している契約の場合*

*※従来型企画競争のうち2023年10月以降に公示された契約及び継続契約の打合簿の取り交わしを行う契約の場合*

|  |
| --- |
| *（３）共通仕様書第27条（航空賃の取扱い）*  *本条を削除する。* |

*※「QCBS－ランプサム型」又は「一般競争入札（総合評価落札方式）－ランプサム型」を適用し、****実費精算を含む契約の場合****。*

|  |
| --- |
| *（３）共通仕様書第6条（業務計画書）*  *第1項第2号⑤を削除する。*  *（４）共通仕様書第27条（航空賃の取扱い）*  *本条を削除する。* |

* *「QCBS－ランプサム型」又は「一般競争入札（総合評価落札方式）－ランプサム型」を適用し、****ランプサム金額のみの契約の場合****（契約書の構成から附属書Ⅲ契約金額内訳書を削除、精算報告書の提出不要）。*

|  |
| --- |
| *（３）共通仕様書第6条（業務計画書）*  *第1項第２号⑤を削除する。*  *（４）共通仕様書第26条（契約金額精算報告書）及び第27条（航空賃の取扱い）*  *本条を削除する。* |

*※ 契約期間を分割して個別に契約書を締結する場合。*

|  |
| --- |
| *（契約の分割）*  *第○条　発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、附属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第１期に係る業務であることを確認する。*  *（１）第１期：2020年8月～2021年12月*  *（２）第２期：2022年1月～2022年12月*  *（３）第３期：2023年1月～2024年7月*  *２　発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第２期及び第３期に係る業務について、本契約の終了後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結して実施するものとする。* |

*※ 技術研修等支援業務を別の契約書に基づき実施する場合。*

|  |
| --- |
| *（技術研修等支援業務）*  *第〇条　発注者及び受注者は、附属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている技術研修又は招へい事業にかかる支援業務（以下「研修等支援業務」という。）の実施に当たっては、研修等支援業務の開始に先立って、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書（以下本条で「研修等支援業務契約」という。）を締結して実施するものとする。*  *２　研修等支援業務契約には、以下の各号の研修等支援業務が含まれる。*   1. *第１回本邦研修（2020年8月）* 2. *第２回本邦研修（2021年8月）* 3. *第３回本邦研修（2022年10月）* |

本契約の証として、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

*【電子契約の場合】*

*本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。*

*なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。*

（西暦で記入）年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 発注者  東京都千代田区二番町５番地２５  独立行政法人国際協力機構  契約担当役  　理　事　○○　○○ | 受注者[[4]](#footnote-5)  ＜住所＞  ＜組織名＞  ＜代表者役職名＞　○○　○○ |

1. 事業実施・支援業務にて、業務実施地が「日本」となる場合は課税契約となるため、消費税及び地方消費税を計上すること。なお、業務実施地が海外の場合も、不課税契約であることを示すため、「0円」として記載すること（記載を省略しないこと）。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 共同企業体の場合、○○○○○○プロジェクト共同企業体代表者［組織名］とする。 [↑](#footnote-ref-3)
3. ランプサム金額のみの契約は附属書Ⅲ「契約金額内訳書」を削除します。 [↑](#footnote-ref-4)
4. 共同企業体の場合、○○○○○○プロジェクト共同企業体とし、代表者及び構成員すべての住所、会社名、役職名、代表者名および押印が必要となる。 [↑](#footnote-ref-5)